

国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ

◆国民健康保険高齢者受給者証

70～74歳の人に交付している「舞鶴市国民健康保険高齢者受給者証」は、7月31日(金)が有効期限。新しい証を7月下旬に発送します。

◆後期高齢者医療被保険者証

現在の「後期高齢者医療被保険者証」は7月31日が有効期限。新しい証を7月中旬～下旬に発送します。

◆後期高齢者医療保険料納入通知書

平成26年中の所得に基づき算定した平成27年度の後期高齢者医療保険料が決定。通知書を7月中旬に発送します。

◆限度額適用認定証 更新の手続きを

病院の窓口での支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」と市民税非課税世帯の人で入院中の食事代も減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」は7月31日(金)が有効期限。国民健康保険加入者で証が必要な人は更新の手続きを(後期高齢者(75歳以上)の人は手続き不要。証は7月中旬に発送予定)。

◆国民健康保険特定健康診査

【対象者】40～74歳の国民健康保険加入者

【実施場所と実施期間】

◆保健センター…7月14日(火)と15日(水)8時30分～11時と13時～14時30分

◆市内の健診実施医療機関…7月31日まで(直接申し込み)

【内容】尿・血液検査、心電図、診察など

【健診当日の持ち物】国民健康保険証、受診券、問診票

【その他】無料。対象者には5月下旬に案内済み。

▶国民健康保険についてのお問い合わせは、保険医療課(☎66・1106、☎66・1003)、後期高齢者医療制度についてのお問い合わせは、同課(☎66・1075)へ。

国際交流事業に補助金を交付

姉妹都市や友好都市との市民交流など、市民団体が取り組む国際交流事業に補助金を交付します。

【対象事業(補助額:いずれも限度額30万円以内)】

《姉妹・友好都市関連事業(事業費の3分の1以内)》

◆姉妹・友好都市の市民を招いて行う事業

◆団体の構成員10人以上が姉妹・友好都市を訪問する事業

《在住外国籍市民関連事業(事業費の2分の1以内)》

◆団体の構成員10人以上が在住外国籍市民と交流する事業

【対象経費】印刷製本費、会議費、旅費、通信運搬費など

【対象団体】◆主に市内で活動

◆10人以上で構成され、過半数が舞鶴市民

◆1年以上の国際交流活動の実績がある

【申し込み方法】所定の用紙(みなと振興・国際交流課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、7月31日(金)までに同課へ。

▶詳しくは、みなと振興・国際交流課(☎66・1037)へ。

マイ・リサイクル店

簡易包装の推進、店頭での牛乳パック・トレーの回収など、ごみの減量化に関する15項目のうち、3項目以上実施する小売店を「マイ・リサイクル店」として認定しています。なお、新たに認定店としてご協力いただける小売店は、生活環境課までご連絡ください。

マイ・リサイクル店は次のとおり(届出順)。

◆さとう西舞鶴駅前店 ◆さとうバザールタウン店

◆さとうフレッシュバザール舞鶴浮島店

◆舞鶴市役所労働組合売店 ◆みやもと金物店

◆丸二金物有限会社 ◆田中屋文具店 ◆東舞鶴志摩至誠堂

◆ベルマートいいだ旬工房 ◆京ヤ ◆安達金物店

◆シオミ ◆フクヤ白鳥店 ◆フクヤこうじや店

◆フクヤ東舞鶴店 ◆フクヤ西舞鶴店 ◆フクヤ中舞鶴店

◆リサイクルブティックCOCOA ◆らぼーる(エール)

◆児島食品 ◆にしがき下福井店 ◆にしがき福来店

◆にしがき北浜店 ◆にしがき東舞鶴店

▶詳しくは、生活環境課(☎66・1005)へ。



水道事業審議会の委員を募集

水道を利用される皆さんの意見を事業運営に反映させるため、学識経験者や水道利用者から構成される審議会を設置。委員を募集します。任期は3年。

【対象】市内在住の満20歳以上

【募集人数】2人(うち1人は女性優先枠)

【応募方法】住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、応募の動機をまとめた作文(400字程度、様式は自由)を郵送か持参で水道部業務課へ。ファクス、電子メール(suido-gyoumu@post.city.maizuru.kyoto.jp)も可。7月15日(水)消印有効。

▶詳しくは、水道部業務課(☎62・1633、FAX64・6488)へ。

森林活動や緑化活動に助成～緑の募金による森づくり推進事業～

森づくり推進委員会では、市民の皆さんや企業・団体からいただいた緑の募金を活用し、市内で森林保全活動や植樹、緑化に関する研究・啓発活動を行う団体に活動費の一部を助成します。※申し込み多数の場合は選考

【対象団体】次の要件をすべて満たすこと

◆市内に住所がある団体 ◆複数の構成員からなり、自主的・組織的な活動ができる ◆森林保全活動や植樹は、継続して適切な維持管理ができる ◆土地の所有者が管理者の承諾を得た場所で活動を実施する

【助成金額】◆里山整備、研究・啓発活動…上限10万円

◆植樹・育樹…上限5万円

【申し込み方法】8月28日(金)までに所定の用紙(農林課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)で。▶詳しくは、森づくり推進委員会事務局(農林課内、☎66・1030)へ。

老人医療助成制度(65～69歳)の見直し

府の老人医療助成制度の見直しにより、8月から所得要件が次のとおり変更になります。

【現在の所得要件】◆特別世帯(世帯に60歳未満の人がいないなど)…所得制限額以内

◆一般世帯(上記以外)…所得税非課税世帯

【8月からの所得要件】所得税非課税世帯に一本化

※昭和25年8月1日以前生まれの人は、70歳になるまで従来どおりの所得要件で判定

▶詳しくは、保険医療課(☎66・1075)へ。

ふるさと舞鶴あぐりブランド 推奨希望品を募集



農産物や加工品で舞鶴をPRする「ふるさと舞鶴あぐりブランド推奨制度」の推奨希望品を通年募集しています。

【対象品目】農産物や畜産物、それを原料とする加工品など

【推奨基準】◆ふるさと舞鶴のアピールにつながっている

◆舞鶴にこだわっている産品、商品である

◆生産者がモノづくりにこだわっている

◆消費者に信頼される産品、商品である

【推奨品のメリット】◆「ふるさと舞鶴あぐりブランド推奨シール(右上図)」を貼付して販売 ◆推奨品のPRパンフレットを作製 ◆市ホームページへ掲載し幅広くPR

【選考方法】推奨懇話会での意見を踏まえて市が認定

【申し込み方法】所定の用紙(農林課、西支所、加佐分室に備え付け)に必要事項を記入し、郵送か持参で同課へ。

▶詳しくは、農林課(☎66・1023)へ。

軽自動車税(三輪・四輪)にグリーン化特例税率が適用

軽自動車税の平成28年度課税分にグリーン化特例措置が実施されます。平成27年4月1日～28年3月31日までの間に新車新規登録をした三輪と四輪の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両は、燃費性能に応じて平成28年度の税率が軽減されます。詳しくは、下表のとおり。

車種区分	税率(年額)									
	初度検査年月		経年重課	グリーン化特例措置(軽減課税)						
	平成27年3月31日以前登録車両	平成27年4月1日以後登録車両	平成28年度から適用	平成28年度課税分のみ適用 対象:平成27年4月1日～28年3月31日に新車新規登録した車両						
軽自動車	三輪 660cc以下		3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	2,000円	3,000円
	四輪 660cc以下	乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円		
		乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円		
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円			2,500円	3,800円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円			1,900円	2,900円

また、平成28年度課税から、初度検査年月(最初の新車新規登録年月)から13年を経過した三輪および四輪の軽自動車は、経年重課の税率が適用されます。

▶詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。